

村上市心身障害者福祉金 が支給されます

■受給対象となる人

平成30年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか交付を受けている人
- ②市民税が非課税で、公的年金および手当（※）の支給を受けている人
- ③1年以上市内に住所を有している人
- ④施設に入所していない人
- ⑤生活保護を受給していない人

※「公的年金および手当」とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など



■申請に必要なもの

- ・心身障害者福祉金支給申請書
(福祉課および各支所地域振興課
地域福祉室にあります)
- ・振込口座の通帳
- ・印鑑

■福祉金の額

【身体障害者】

	1級	2級	3級	4級	5級
A判定	5万円	3万円	3万円	3万円	3万円
B判定	3万円	5万円	5万円	5万円	5万円
3級	4万円	3万円	5万円	5万円	5万円

【精神障害者】

	1級	2級	3級
A判定	5万円	3万円	3万円
B判定	3万円	5万円	5万円

重度心身障害者医療費助成制度(県 成制度(県障)のお知らせ

■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口に提示するなど、一部負担金だけの支払になります。

【一部負担金】

入院	1日	1200円
訪問看護	1回	530円

- ※調剤薬局へ支払う額は無料です
- ※現在、受給者証をお持ちの人には、8月末までに新しい受給者証を交付します

■利用できる人

- ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
- ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

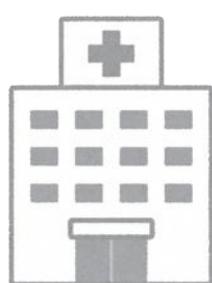
※一定以上の所得があると助成停止となります

■医療費の払い戻し(償還払い)

- ①治療用装具を購入したとき
- ②入院時生活療養費(住民税非課税世帯の場合)を支払ったとき
- ③県外の医療機関を受診したときなどは、申請すると後日、自己負担額を超えた金額を返付します。

●問い合わせ 福祉課福祉政策室
☎ 53-2111(内線2522)

または各支所地域振興課地域福祉室



●問い合わせ 福祉課福祉政策室
☎ 53-2111(内線2521)
または各支所地域振興課地域福祉室